

ゆたか



分市 長浜神社夏祭り

No.144

2013.8.5



公益社団法人
大分県人会

CONTENTS

- 01 ごあいさつ
- 02 第1回定時総会開催
- 04 国税だより
- 11 県税だより
- 13 青年部会だより
- 15 女性部会だより
- 19 県連だより
- 21 新会員ご紹介



「あ、今こそ！」

一歩踏み出す法人会。

社会をリードする存在へ。

税知識の普及、納税意識の向上に努め、

地域社会に貢献します。





ごあいさつ

大分税務署長 渡 邊 貴 昭

このたびの定期異動により熊本国税局課税部酒類監理官から大分税務署長に着任いたしました渡邊でございます。

公益社団法人大分法人会の会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深い御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

大分市は、高崎山自然動物公園などの観光地や鶴崎地区を中核とした工業地帯があるほか、県都の玄関口である大分駅が新しくリニューアルされるなど発展目覚ましい人口47万人の中核市でございます。また、由布市におかれましても、緑豊かな自然が育んだ食材や国内外から年間約391万人の観光客が訪れる全国ブランドである湯布院温泉がございます。

このようにすばらしい土地で勤務できますことを大変光榮に、また嬉しく思っております。

貴会におかれましては、昭和56年に社団化されて以来、「よき経営者をめざすもの団体」として税知識の普及や納税道義の高揚を図るための啓発活動を活発に展開されるのみならず、会員企業の発展に寄与するとともに青年部会及び女性部会での租税教育活動や「税を考える週間」行事をはじめとして、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組むことで着実に成果を挙げられ、本年4月1日には、公益社団法人大分法人会として新たな1歩を踏み出し、さらなる社会貢献活動の充実に取り組まれていると伺っております。

これもひとえに矢野会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の努力のたまものであると深く敬意を表する次第であります。

私どもといたしましても、できる限りの支援をさせていただき、今まで同様に法人会の活動が充実したものとなるよう、皆様と連携・協調を図り、信頼・協力関係を築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化及び高度情報化等により、ますます複雑なものとなっており、それに伴い税務行政の透明性、公平性、効率性を求める国民の皆様を意識も一層の高まりを見せております。私どもといたしましては、このような環境の変化に対応しつつ、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため納税者の皆様の信頼を得よう最大限に努力するとともに税務行政の一層の簡素化・効率化に取り組んでいるところでございます。

また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の一層の普及・定着に関しましては、皆様方の日頃からの御理解と御協力に、心から感謝申し上げますとともに、引き続き御協力いただきませう、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人大分法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに会員企業の御繁栄を祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

公益社団法人 大分法人会 第1回定時総会開催

6月6日 レンブラントホテル大分で、鶴尾静雄大分税務署長他多数のご来賓出席のもと、第1回の定時総会を開催した。

矢野利幸会長が「本年度から公益社団法人として、新たな体制で運営していくことになったので、会員皆様のご協力をお願いしたい。」とあいさつ。

引き続き功労者に対し矢野会長より表彰状及び記念品の贈呈を行った。



▲ 矢野利幸会長あいさつ



▲ 功労者への表彰

本年度の事業計画として公益法人への移行初年度に当たり、親会・ブロック・青年部会・女性部会が一体となって、

- ①税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業
- ②地域社会・企業への貢献を目的とする事業
- ③法人会活動・会員を支援することを目的とする事業

を展開することを報告した。



▲ ご来賓の皆様



▲ 総会会場

講演会

テーマ：「アベノミクスと今後の税制改正の展望」

講師：東京大学大学院法学部

教授 中里 実 氏

【主な講演内容】

人口問題

これまでの経済成長は人口増加に支えられてきた。今の日本は人口が伸びず、高齢化が進行し経済が停滞している。

高齢化への対応も、世界的構造不況への対応も、国ではできない。

財政に関して考えられる対応方法として考えられるのは、支出を減らす、あるいは収入を増やす。そのどちらも必要だが、経済成長を阻害する。

アベノミクスにおける三本の矢と、もう一本の矢

- ①貨幣流通量と景気
- ②財政によるバックアップの効率性
- ③成長戦略の具体性
- ④財政破綻回避の必要性

豊かさ：豊かになりたいと願わなければ、豊かになれない



▲ 講演する中里 実 氏



▲ 講演会場



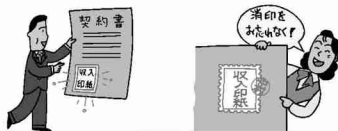
国税だより

異動のお知らせ

平成25年7月10日現在

役 職	氏 名	前 任 役 職	担当ブロック
署 長	渡邊 貴昭	熊本局課税部酒類監理官	
副 署 長	水田 毅	留 任	
副 署 長	甲斐 清正	熊本局調査査察部特別国税査察官	
副 署 長	中村 辰博	留 任	
総 務 課 長	片岡 敬介	熊本局総務部国税広報広聴室室長補佐	
納税者支援調整官	甲斐 哲二	留 任	
税務広報広聴官	川崎 桂司	留 任	
税務広報広聴官	野島真喜子	熊本局総務部事務管理課税務分析専門官	
法人課税第1部門統括官	吉田 昭二	熊本局課税部法人課税課主査	全ブロック
法人課税第2部門統括官	阿南 厚子	留 任	中央
法人課税第3部門統括官	上島 康宏	熊本東署法人課税第3部門統括官	南
法人課税第4部門統括官	谷口 卓也	大分署連絡調整官（法人担当）	西
法人課税第5部門統括官	宮川 和雄	熊本西署管理運営第3部門統括官	城東
法人課税第6部門統括官	宮本 文則	熊本西署特別国税調査官 （開発調査担当）連絡調整官	東
法人課税第7部門統括官	後藤 和幸	大分署特別国税調査官 （総合調査担当）連絡調整官	
審理専門官（法人担当）	太田 誠	留 任	
法人課税第1部門上席調査官	岩本 香織	留 任	全ブロック

契約書や領収書と 印紙税



平成25年4月

印紙税は、「契約書」「手形」「領収書」など、次のページの「印紙税額一覧表」に掲げる文書に対して課される税金です。印紙税は、これらの文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、これに消印して納付します。

例えば、「不動産売買契約書（第1号文書）」、「工事請負契約書（第2号文書）」、「売上代金の領収書（第17号の1文書）」などは、その文書に記載されている金額に応じて、納める印紙税額が異なりますから、お間違いのないようご注意ください。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）でお尋ねください。

なお、印紙税が課税される文書に当たるかどうかをお尋ねのときは、その文書をご持参ください。

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が延長されています。

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置が平成30年3月31日まで延長されています（第1号の1文書及び第2号文書関係）。

また、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」の非課税範囲が拡大されます。

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】

※ 国税庁ホームページでは、このほかにも、印紙税に関する法令解釈通達、質疑応答事例なども掲載しています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできます。

収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入しましょう。

※ このリーフレットは、平成25年4月1日現在適用されている法令に基づいています。



印 紙 税 額

平成 25 年 4 月現在

番号	文 書 の 種 類	印紙税額 (1 通又は 1 冊につき)	主な非課税文書																																	
1	<p>1 不動産、営業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、实用新型権、商標権、意匠権、回音機権利権、育成者権、商号及び著作権をいいます (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売買証書など</p> <p>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地資料変更契約書など</p> <p>3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭消費借書、金銭消費貸借契約書など</p> <p>4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table border="0"> <tr><td>1万円以下</td><td>10万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>10万円を超え 50万円以下</td><td></td><td>400円</td></tr> <tr><td>50万円を超え 100万円以下</td><td></td><td>1千円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 500万円以下</td><td></td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td></td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td></td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td></td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td></td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td></td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td></td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以下	10万円以下のもの	200円	10万円を超え 50万円以下		400円	50万円を超え 100万円以下		1千円	100万円を超え 500万円以下		2千円	500万円を超え 1千万円以下		1万円	1千万円を超え 5千万円以下		2万円	5千万円を超え 1億円以下		6万円	1億円を超え 5億円以下		10万円	5億円を超え 10億円以下		20万円	10億円を超え 50億円以下		40万円	50億円を超え		60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの
	1万円以下	10万円以下のもの	200円																																	
10万円を超え 50万円以下		400円																																		
50万円を超え 100万円以下		1千円																																		
100万円を超え 500万円以下		2千円																																		
500万円を超え 1千万円以下		1万円																																		
1千万円を超え 5千万円以下		2万円																																		
5千万円を超え 1億円以下		6万円																																		
1億円を超え 5億円以下		10万円																																		
5億円を超え 10億円以下		20万円																																		
10億円を超え 50億円以下		40万円																																		
50億円を超え		60万円																																		
	<p>上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に差し、右欄のとおり印紙税額が軽減されます。</p>	<p>【平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table border="0"> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下のもの</td><td>133万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td>433万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td>54万円</td></tr> </table> <p>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table border="0"> <tr><td>10万円を超え 50万円以下</td><td>200円</td></tr> <tr><td>50万円を超え 100万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td>48万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1千万円を超え 5千万円以下のもの	133万円	5千万円を超え 1億円以下	433万円	1億円を超え 5億円以下	8万円	5億円を超え 10億円以下	18万円	10億円を超え 50億円以下	36万円	50億円を超え	54万円	10万円を超え 50万円以下	200円	50万円を超え 100万円以下	500円	100万円を超え 500万円以下	1千円	500万円を超え 1千万円以下	5千円	1千万円を超え 5千万円以下	1万円	5千万円を超え 1億円以下	3万円	1億円を超え 5億円以下	6万円	5億円を超え 10億円以下	16万円	10億円を超え 50億円以下	32万円	50億円を超え	48万円		
1千万円を超え 5千万円以下のもの	133万円																																			
5千万円を超え 1億円以下	433万円																																			
1億円を超え 5億円以下	8万円																																			
5億円を超え 10億円以下	18万円																																			
10億円を超え 50億円以下	36万円																																			
50億円を超え	54万円																																			
10万円を超え 50万円以下	200円																																			
50万円を超え 100万円以下	500円																																			
100万円を超え 500万円以下	1千円																																			
500万円を超え 1千万円以下	5千円																																			
1千万円を超え 5千万円以下	1万円																																			
5千万円を超え 1億円以下	3万円																																			
1億円を超え 5億円以下	6万円																																			
5億円を超え 10億円以下	16万円																																			
10億円を超え 50億円以下	32万円																																			
50億円を超え	48万円																																			
2	<p>請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画 (前編) の俳優 (監督・演出家・プロデューサー)・プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演芸者 (演出家・プロデューサー) が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、注文注文書、物品加工注文書、広告契約書、映画俳優等請負契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table border="0"> <tr><td>1万円以上 100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上 100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下	400円	200万円を超え 300万円以下	1千円	300万円を超え 500万円以下	1千円	500万円を超え 1千万円以下	1万円	1千万円を超え 5千万円以下	2万円	5千万円を超え 1億円以下	6万円	1億円を超え 5億円以下	10万円	5億円を超え 10億円以下	20万円	10億円を超え 50億円以下	40万円	50億円を超え	60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの											
	1万円以上 100万円以下のもの	200円																																		
100万円を超え 200万円以下	400円																																			
200万円を超え 300万円以下	1千円																																			
300万円を超え 500万円以下	1千円																																			
500万円を超え 1千万円以下	1万円																																			
1千万円を超え 5千万円以下	2万円																																			
5千万円を超え 1億円以下	6万円																																			
1億円を超え 5億円以下	10万円																																			
5億円を超え 10億円以下	20万円																																			
10億円を超え 50億円以下	40万円																																			
50億円を超え	60万円																																			
	<p>上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に差し、右欄のとおり印紙税額が軽減されます。</p>	<p>【平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table border="0"> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下のもの</td><td>133万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td>433万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td>54万円</td></tr> </table> <p>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table border="0"> <tr><td>100万円を超え 200万円以下</td><td>200円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td>48万円</td></tr> </table>	1千万円を超え 5千万円以下のもの	133万円	5千万円を超え 1億円以下	433万円	1億円を超え 5億円以下	8万円	5億円を超え 10億円以下	18万円	10億円を超え 50億円以下	36万円	50億円を超え	54万円	100万円を超え 200万円以下	200円	200万円を超え 300万円以下	500円	300万円を超え 500万円以下	1千円	500万円を超え 1千万円以下	5千円	1千万円を超え 5千万円以下	1万円	5千万円を超え 1億円以下	3万円	1億円を超え 5億円以下	6万円	5億円を超え 10億円以下	16万円	10億円を超え 50億円以下	32万円	50億円を超え	48万円		
1千万円を超え 5千万円以下のもの	133万円																																			
5千万円を超え 1億円以下	433万円																																			
1億円を超え 5億円以下	8万円																																			
5億円を超え 10億円以下	18万円																																			
10億円を超え 50億円以下	36万円																																			
50億円を超え	54万円																																			
100万円を超え 200万円以下	200円																																			
200万円を超え 300万円以下	500円																																			
300万円を超え 500万円以下	1千円																																			
500万円を超え 1千万円以下	5千円																																			
1千万円を超え 5千万円以下	1万円																																			
5千万円を超え 1億円以下	3万円																																			
1億円を超え 5億円以下	6万円																																			
5億円を超え 10億円以下	16万円																																			
10億円を超え 50億円以下	32万円																																			
50億円を超え	48万円																																			
3	<p>約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 本人の署名のない白地手形 (手形金額の記載のないものは除きます。) で、引受人やその他の手形当事者の署名があるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。</p>	<p>記載された手形金額が</p> <table border="0"> <tr><td>10万円以下</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 200万円以下</td><td></td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下</td><td></td><td>600円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下</td><td></td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td></td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下</td><td></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td></td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 2億円以下</td><td></td><td>6万円</td></tr> <tr><td>2億円を超え 5億円以下</td><td></td><td>16万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td></td><td>32万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td></td><td>48万円</td></tr> </table>	10万円以下	100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下		400円	200万円を超え 300万円以下		600円	300万円を超え 500万円以下		1千円	500万円を超え 1千万円以下		5千円	1千万円を超え 5千万円以下		1万円	5千万円を超え 1億円以下		3万円	1億円を超え 2億円以下		6万円	2億円を超え 5億円以下		16万円	5億円を超え 10億円以下		32万円	10億円を超え		48万円	<p>1 記載された手形金額が10万円未満のもの</p> <p>2 手形金額の記載のないもの</p> <p>3 手形の複本又は謄本</p>
	10万円以下	100万円以下のもの	200円																																	
100万円を超え 200万円以下		400円																																		
200万円を超え 300万円以下		600円																																		
300万円を超え 500万円以下		1千円																																		
500万円を超え 1千万円以下		5千円																																		
1千万円を超え 5千万円以下		1万円																																		
5千万円を超え 1億円以下		3万円																																		
1億円を超え 2億円以下		6万円																																		
2億円を超え 5億円以下		16万円																																		
5億円を超え 10億円以下		32万円																																		
10億円を超え		48万円																																		
	<p>①一覧私のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円銀行引受手形</p>	200円																																		

一 覧 表

10万円以下又は10万円以上 …… 10万円は含まれません。
10万円を超え又は10万円未満 …… 10万円は含まれます。

番号	文 書 の 種 類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、買付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券 (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとす。	記載された券面金額が 500万円以下のもの 200円 500万円を超え1千万円以下のもの 1千円 1千万円を超え5千万円以下 # 2千円 5千万円を超え1億円以下 # 1万円 1億円を超えるもの 2万円 (注) 株券、投資証券については、1株(1口)当たり私法金額に株数(口数)を掛けた金額を券面金額とします。	1 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3 一定の要件を満たしている簡面株式の株券の簡面株式に併し新たに作成する株券
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限りす。	4万円	
6	定 款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限りす。	4万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人の保存するもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、予約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円	
8	預金証書、貯金証書	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの
9	貨物引換証、倉庫証券、船荷証券 (注) 1 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効力のあるものを含まず。 2 倉庫証券には農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券を含みませぬ。	200円	船荷証券の原本
10	保険証券	200円	
11	信 用 状	200円	
12	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円	
13	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証二間スル法律に定める身元保証に関する契約書
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
15	債権譲渡又は債権引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの 200円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
16	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの 200円 配当金額の記載のないもの 200円	記載された配当金額が3千円未満のもの
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、買手を譲渡することによる対価、買手が使用させること(権利を規定することを含まず。)による対価及び後援を提供することによる対価をい、新付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など 2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え200万円以下のもの 400円 200万円を超え300万円以下のもの 600円 300万円を超え500万円以下 # 1千円 500万円を超え1千万円以下 # 2万円 1千万円を超え2千万円以下 # 4千円 2千万円を超え3千万円以下 # 6千円 3千万円を超え5千万円以下 # 1万円 5千万円を超え1億円以下 # 2万円 1億円を超え2億円以下 # 4万円 2億円を超え3億円以下 # 6万円 3億円を超え5億円以下 # 10万円 5億円を超え10億円以下 # 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が3万円未満(※)のもの 2 営業に關しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 ※ 平成26年4月1日以降作成されるものについては、記載された受取金額が5万円未満のもの非課税となります。
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに 200円	1 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税が非課税となる普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取帳などの通帳 (注) 18に該当する通帳を除きます。	1年ごとに 400円	
20	有 利 帳	1年ごとに 4千円	

契約書とは

「不動産の譲渡に関する契約書」、「消費貸借に関する契約書」、「請負に関する契約書」などの「契約書」とは、契約の当事者が、契約の成立があったことを明らかにするために作成する文書（請書など、契約の一方の当事者だけが作成するものも含まれます。）をいいます。

また、すでに成立している契約の内容を変更したり、新たな内容を追加したことを明らかにするために作成する文書や、本契約を結ぶ前にあらかじめ作成する予約の契約書も含まれます。

消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合等の契約書、領収書

消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収書」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

（例）請負契約書において、

- ① 請負金額 1,050万円 税抜価格 1,000万円 消費税額等50万円 と記載したもの
- ② 請負金額 1,050万円 うち消費税額等50万円 と記載したもの
- ③ 請負金額 1,000万円 消費税額等50万円 計 1,050万円 と記載したもの
- ④ 請負金額 1,050万円 税抜価格 1,000万円 と記載したもの

⇒上記①～④は第2号文書に該当し、記載金額 1,000万円、印紙税額は1万円となります。

印紙税を納付しなかったときは

印紙税が課税される文書の作成者が、印紙税を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課税されることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍（収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは1.1倍）の過怠税が課税されます。

また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課税されます。

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費に算入されませんので、ご注意ください。

印紙税を誤って納付したときは

印紙税を納付する必要がある文書に誤って収入印紙を貼って印紙税を納付したり、印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼って印紙税を納付した場合には、その文書を過誤納となったそのままの状態です轄税務署に持参し、一定の手続をとることによって、印紙税の還付を受けることができます。

なお、収入印紙は国の各種手数料の納付などにも使用されますが、これらの納付のために誤って収入印紙を貼った場合などは、印紙税の還付の対象にはなりません。

収入印紙の交換について

汚損又はき損されていない収入印紙は、最寄りの郵便局で他の額面の収入印紙と交換することができます。

なお、交換の際には、郵便局に提出する収入印紙1枚につき5円の手数料がかかります。

※収入印紙を現金に交換することはできません。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内



今年からe-Taxで
申告・納税!

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

所得税、消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

(※) 平成26年1月1日以降は、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

源泉所得税の毎月納付手続等、特に利用回数の多い手続に便利です。

e-Taxを利用すると...

所得税の確定申告において、医療費の預収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。

還付申告は早期処理しています。

納税証明書の交付請求手数料が安価です。

● e-Taxの利用可能時間

平成25年
7月末まで

月曜日～金曜日 8時30分～21時(祝日等を除きます。)

ただし、平成25年5月28日(水)～31日(金)については、8時30分～22時30分までご利用いただけます。

8月1日以降

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

● e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (0570-01-5901)

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、電話で対応する専用窓口です(税務相談に関するお問い合わせは、最寄りの税務署にお願いします。)

※お間違いのないよう、十分にご確認の上、おかけください(通話料金は、全国一律市内通話料金です。)

インターネット e-TaxTMを利用するには・・・



STEP1 推奨環境の確認 (平成25年4月現在) (最新の推奨環境は、e-Taxホームページでご確認ください。)

ご利用のパソコンが推奨環境を満たしていない場合、正常に動作しない可能性がありますので、事前にご確認ください。

●Windowsをご利用の方 (e-Taxソフト、e-Taxソフト (WEB版) 及び確定申告書等作成コーナー)

OS	ブラウザ	PDF閲覧	Java VM
Windows XP、Vista、7、8	Internet Explorer 8.0以降	Adobe Reader 9以降	—

●Macintoshをご利用の方 (e-Taxソフト (WEB版) 及び確定申告書等作成コーナー) ※e-Taxソフトはご利用になりません。

OS	ブラウザ	PDF閲覧	Java VM
Mac OS X 10.6	Safari 5.1	Adobe Reader 9以降	Java for Mac OS X 10.6

※会計ソフトをご利用の場合は、会計ソフトの推奨環境をご確認ください。

STEP2 電子証明書等の準備

① e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

電子証明書は、市区町村、登記所のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書がご利用いただけます (具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。)

※税理士等が税務書類 (データ) を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

※給与等の所得税徴収高計算書及び電子納税用データ (納付情報登録依頼) の送信には、電子署名は不要です。

② 電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。



STEP3 利用者識別番号の取得

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号は、e-Taxホームページからオンラインで申請することにより発行 (通知) されます。

STEP4 電子証明書の登録 (初期登録)

ご利用になるe-Taxソフト、e-Taxソフト (WEB版) 又は確定申告書等作成コーナーで、電子証明書の登録等を行ってください。

※e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードできます。

※e-Taxソフト (WEB版) 又は確定申告書等作成コーナーは、e-Tax (国税庁) ホームページからご利用できます。

STEP5 申告等データの作成・送信

申告等データの作成後、画面の指示に従って、登録した電子証明書を用いて電子署名を行い、送信してください。なお、申告等データの送信後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので必ず確認してください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。* www.e-tax.nta.go.jp

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) 等、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

県税だより

大分県及び県内全市町村からのお知らせです。

事業主の皆様へ 個人住民税の特別徴収適正実施について

個人住民税の特別徴収は、法令に定められた事業主の義務です。

給与からの特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

まだ特別徴収を実施されていない事業主の皆様は、特別徴収への切り替えに必要な手続きを、従業員の住所地の市町村税務担当課までに行っていただきますようお願いいたします。

※Q&A (Q5) をご覧ください。

大分県と県内全市町村は、平成26年度までに、個人住民税の特別徴収対象事業者の指定を適正に実施します。

特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

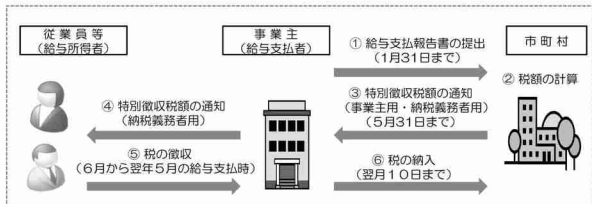
- ① 従業員が自ら金融機関に出向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます)

特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。

詳しくは、各市町村の税務担当課までお問い合わせください。

個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



個人住民税の特別徴収 Q & A

Q1 いままで特別徴収にしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収にしないといけないのですか？

A1 個人住民税の特別徴収は、従来から地方税法等で規定されていますが、所得税の源泉徴収事務に比べてよく知られていないためか、完全には実施されていない実態があります。従業員等の納税の利便性を向上させる制度として、市町村や県ではこれまでも周知を図ってきたところです。制度に対するご理解とご協力をお願いします。

Q2 小さな会社で専任の事務員もいません。面倒な事務が増えるだけでは？

A2 個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された各従業員ごとの税額を毎月の給与から徴収する仕組みです。所得税のような税額計算は不要です。

また、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。

Q3 特別徴収の対象となる給与所得者はどのような人ですか？

A3 前年中に給与所得があり、かつ、4月1日現在で給与を支払うべき従業員などです（パート、アルバイトを含みます）。

Q4 従業員が年の途中で退職した場合はどうするのですか？

A4 市町村から送付される関係書類の中の「異動届出書」にご記入のうえ、従業員のお住まいの市町村へ提出してください。残額の徴収方法については、退職の時期により取扱いが異なりますので、各市町村の税務担当課へお尋ねください。

Q5 特別徴収するためにはどうすればよいのですか？

A5 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村に提出してください（※）。

5月中に各市町村から特別徴収税額を通知します。

※市町村によって、様式が若干異なりますので、ご不明な点は、各市町村の税務担当課にお尋ねください。

地方税徴収強化対策連絡会議

- 大分県内全市町村 税務担当課
- 大分県 市町村振興課税政班
税務課企画管理班

法人会の活動

青年部会だより

〈会員大会〉

5月8日、大分オアシスタワーホテルにおいて会員大会を開催した。

報告事項

- ① 平成24年度事業報告等について
- ② 平成25年度事業計画等について
- ③ 会則の変更について
- ④ その他

ご来賓

大分税務署副署長	中 村 辰 博 氏
大分税務署法人課税第1部門統括官	沖 崎 誠 一 氏
大分税務署法人課税第1部門上席調査官	岩 本 香 織 氏
大同生命保険(株)大分支社 支社長	峯 栄 司 氏
大分法人会 副会長	角 山 光 邦 氏

総会に引き続き、懇親会を行った。

懇親会では、各委員長より委員会毎の事業経過報告と今後の事業計画の発表があり、今年度もより活発に活動していく旨の報告があった。



▲ 古本太新青年部会長あいさつ



▲ 会員大会

〈婚活イベント交流パーティー〉

法人会青年部会では、地域の社会貢献活動の一環として少子化対策を考え、婚活事業を行うこととしています。少子化で税収も減少しており、婚活事業は全国の法人会が力を入れて行っています。

そこで、7月27日（土）にトキハ会館において、第6回婚活イベント交流パーティーを行いました。

今年度は、イベントのスタッフとなる婚活事業担当メンバーの変更があったこともあり、主催者側も初めは緊張していましたが、司会のフリーアナウンサーの泉久枝さんと青年部会の若林委員長が中心となり、スタッフ皆で精一杯盛り上げて行きました。

今回は参加者、男女20対20のイベントでしたが、なんと…9組のカップルが誕生しました。

今後のイベントは9月、11月に開催する予定です。詳細につきましては、大分法人会ホームページに随時、掲載していきますのでご覧ください。



▲ 会場風景



▲ 司会者 泉久枝さんと若林重三委員長

青年部会会員募集

- 【入会資格】 50歳までの経営者及び経営幹部の方で男女不問
- 【年会費】 6,000円
- 【活動内容】 各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。
- 【問い合わせ】 事務局：川野真理子まで（電話 532-8917）

女性部会だより

女性の集い

5月9日(木)トキハ会館で、第1部「公開講演会」第2部「報告会」が開催された。第1部では、北九州市にある「天徳山金剛寺」の山本英照住職が「最近の若者について」をテーマに講演があった。

「最近、若い人たちに気力がない、やる気がないと年配の方々が言われますが、親がその環境の中で育ててないんじゃないですか。」と具体例を挙げての講演であった。



▲ 講演する山本英照氏



▲ 研修会場

こころにとどく 
花キューピット

内閣総理大臣賞受賞の店
 一級フラワー装飾技能士の店

野田麗花園

E-mail : florist@nodareikaen.jp

世界165ヶ国にお花が贈れる花店
 インターネットホームページアドレス
<http://www.nodareikaen.jp>



SINCE 1927

NODA REIKAEN
 FLOWER & GREEN PLANT

本店：大分市長浜町1丁目3-10 ☎097-532-0700
 支店：トキハ会館フラワーショップ ☎097-538-3077

第2部では、安部フジ子部会長、親会より高橋敦常任理事、ご来賓を代表して中村辰博大分税務署副署長のあいさつの後、平成24年度事業活動報告、平成25年度の事業計画の報告及び役員改選が行われた。

事業計画では、

- ①税に関する絵はがきコンクールへの積極的な取り組み
- ②いちごプロジェクトの推進
- ③ボランティア・社会貢献活動の実施
- ④各種講習会・研修会の開催
- ⑤部会員の親睦・交流の開催

が報告された。

役員改選では、安部フジ子部会長から柴田文子部会長へ力強い引継ぎが行われた。



▲ 安部フジ子部会長あいさつ



▲ 柴田文子新部会長あいさつ

第3部では、峯栄司大同生命保険㈱大分支社長の発声による「昼食会」が開催され、和やかな雰囲気の中に「女性の集い」が終了した。

医療法人なつめ会

みぞぐち産婦人科

診療科目／産科・婦人科・母性内科

大分市下郡北3丁目24番21号 TEL. 097(569)7770

いちごプロジェクト街頭広報

7月22日（月）ガレリア竹町ドームで、全法連女性部会連絡協議会が展開する「いちごプロジェクトの広報」に協賛して、大分法人会女性部会（柴田文子部会長）の会員20名が、チラシ・うちわ及びエチケットバックを通行する人々に配布し、無理なく節電の協力を呼びかけた。



◀ うちわやエチケットバックを配布しました

街頭広報スタッフ ▶



◀ 節電にご協力ください！

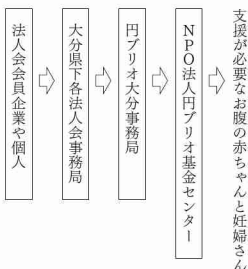
大分法人会女性部会が取り組む 「円プリオ基金」支援活動の紹介

女性部会では、H21. 3月青年部会主催の講演会をきっかけに「円プリオ基金」の存在を知り、女性が女性を助ける意義ある活動と感じ、取り組みを開始し、現在4年目を迎えています。

円プリオ＝エンブリオ＝embryo…お腹の中の8週までの赤ちゃん（胎児）
のことを表す学術名

エンブリオの(エン)とお金の赤ちゃん1(円)から命名された
日本で唯一の赤ちゃん支援の基金です

円プリオ基金 [拠金の流れ]



日本では、生まれてからの育児に対する支援はありませんが、残念ながら、妊娠した女性、特に思いがけない妊娠や望まれない命を宿した女性への公的支援体制はありません。間から間に葬られてしまう小さいのちを皆様からの善意の拠金で救いたいと思います。

円プリオ＝エンブリオ＝embryo
身長は4cm、重さは1円玉と同じ1g
心臓はしっかりと動き、
産まれる日待つ
小さな命です。

◎円プリオ活動の2つの意味

- ① 1円を集めて母子を支援する（1円以外でももちろんOKです）
- ② お腹の赤ちゃんを大切に作る社会の空気をつくる

◎円プリオ活動への様々な協力

- ニュース会員 年会費¥3,000（生命尊重ニュース1部毎月自宅に届きます）
- スマイルe会員 年会費¥10,000（生命尊重ニュース3部自宅へ。
あるいは1部自宅、他2部を学校や図書館に贈呈。）
- トクトク会員 年会費¥100,000（年間33部のニュース贈呈）
- 円プリオサポーター 円プリオ基金箱の設置協力 円プリオバッチ購入
円プリオポスター掲示協力 円プリオ基金への寄付

県連だより

イータ君税務署訪問

一般社団法人大分県法人会連合会は、イータ君の着ぐるみを作成した。

新人イータ君は、会長と一緒に税務署長へ挨拶に行き、「税務署や各法人会がおこなう税イベントに積極的に参加したいので、是非声をかけてほしい。」とお願いした。



▲ イータ君が税務署を訪問

内科・人工透析内科

循環器内科・消化器内科・呼吸器内科
アレルギー科・心療内科

更生医療(腎臓)指定

医療法人 明悠会

松本内科循環器科 クリニック



日本内科学会認定 総合内科専門医
日本循環器学会認定 循環器専門医
日本消化器内視鏡学会 専門医

院長 松本 悠輝

診療時間

- ◆月・火・木 8:00~12:00 15:00~17:00
- ◆金 8:00~10:30 15:00~17:00
- ◆水・土 8:00~12:00
- ◆毎月、第3火曜日と翌日の水曜日は休診です



〒870-0952 大分市下郡北3丁目21番25号
TEL 097-554-3200 FAX 097-554-3201
<http://www.matsumoto-naika.com/>



会員の皆様へ
法人会への届出事項に変更があった際は
FAXまたは郵送にてお知らせください。

公益社団法人分法人会届出事項変更届

平成 年 月 日

〒870-0023 大分市長浜町3丁目15番19号（大分商工会議所ビル内）

公益社団法人分法人会 行（FAX 097-537-3476）

法人名

㊞

代表者名

次の通り届出事項に変更があったのでお届けします。

届出事項	変更前	変更後
フリガナ		
法人名		
フリガナ		
代表者名		
所在地	〒 -	〒 -
電話番号		
FAX番号		
資本金の変更		

※このページをコピーしてお使いください。

新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

法人名	代表者氏名	所在地	業種
(有)アスカコーポレーション	後 藤 清 士	大分市大字駕野877番地の28	古物商
(株)ホンダカーズ大分中央	甲 斐 良 一	大分市大字羽屋759番地の2	新車・中古車販売整備
(有)山崎ラジエーター工業所	山 崎 達 也	大分市三川新町1-3-9	ラジエーター修理販売
(有)花遊	羽田野 俊行	大分市仲西町1-1-24	生花店
(株)イース	佐土原 忍	大分市金池南1-10-27	プラント工事業
大内歯科医院	大内 啓義	大分市山津町2-3-23	歯科医院
(株)新日本テスコム	岡 崎 憲 一	大分市三佐1274番地	非破壊検査
医かつた内科胃腸科クリニック	勝 田 猛	大分市毛井279-1	診療所
KICK OFF(株)	若 林 重 三	大分市牧3-3-1	居酒屋業
(株)筒井	筒 井 信 悟	大分市大字日吉原1番12号	塗装工事業
(有)みつよし田中商会	田 中 智 子	大分市光吉1044	不動産業

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成25年5月16日から平成25年7月10日受付まで)



広報誌「ゆたか」

発行：公益社団法人 大分法人会
 大分市長浜町3丁目15番19号
 大分商工会議所ビル2階
 TEL. 097-532-8917
 FAX. 097-537-3476
 E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp
 URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

～税理士はこんな仕事をしています～

- 1 あなたの税務代理をします。
税金の申告、申請、請求、不服申立
- 2 あなたの税務書類を作成します。
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- 3 あなたの税務相談に応じます。
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関する相談
- 4 会計業務を行います。
財務書類の作成（決算書など）
会計帳簿の記帳代行（元帳、試算表などの作成）
財務に関する事務（立案、相談、公的機関や金融機関に
届ける会計書類など）
- 5 税務調査の立ち会いをします。（税務代理）
- 6 その他
・経営分析、経営指導 ・財産の管理 ・議事録などの整理
・融資申告の手続 ・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる
企業経営者のニーズにこたえる
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター
あま 税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

（事務局） 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F

電話 5 3 2 - 2 9 7 4

Affac

＼新登場／

生きるための がん保険 Days

最新のがん治療に合わせて進化した
アフラックの新しい「がん保険」

※詳しくは/インフレット(契約概要)をご覧ください

0120-37-8321

大分ファミリー株式会社

020 0120-37-8321

資料請求・お申込は、まずぐ!!
お客様サービスセンターへ

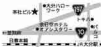
大分ファミリー 検索

0120-37-8321

Affac アフラック

〒870-0034 大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル7階
コールセンター ☎0120-355-996

あなたのまちの
アフラックサービスショップ
大分ファミリーの各店へ



<本社・本店>
大分市都町1-29
☎097-537-8321



<ガレリア店>
大分市中央町1丁目4-19
☎097-537-7800



<あけのアクロス店>
大分市都町1-1-1
☎097-573-1117



大分ファミリーは
プライバシー保護に
取り組んでいます。

お電話申し込みまたはお申し込み後、お電話でお知らせする場合がございます。アフラックのサービスセンターへお問い合わせください。お電話でのお申し込みは、お電話でお知らせする場合がございます。アフラックのサービスセンターへお問い合わせください。お電話でのお申し込みは、お電話でお知らせする場合がございます。

中小企業のみなさまへ

「事業の再生 応援します!!」



再生支援の流れ

**第一次
対応**
(再生支援窓口)

専任の窓口専門家が常駐しています。
資料拝見の上、経営全般について
ヒヤリングを行います。

ご相談は
できるだけお早めに!
ご相談は無料です。
秘密は厳守!

**事前
予約制
です。**



抱える課題の抽出

各種アドバイス

- 経営の改革・改善全般の助言
- 事業再構築
- 金融調整
- 不採算事業等の早期処理

紹介

- (連携支援機関)
- 商工会議所・商工会等
 - 中小企業基盤整備機構
 - 政府系金融機関

**第二次
対応**
(個別支援チーム)



再生計画策定支援

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、
金融機関等で構成される個別支援チームにより
再生計画策定を支援します。

フォローアップ

計画策定後のフォローアップ

※支援内容によっては負担が発生する場合があります。

●お問い合わせ先

大分県中小企業再生支援協議会

開設時間/月～金8:30～17:00(祝・祭日を除く)

〒870-0023 大分市長浜町3丁目15-9 大分商工会議所ビル3F

TEL 097-540-6415

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館ビル5F
(大分県商工会連合会内)

TEL 097-534-9507



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*



**世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。**

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の地震対策プラン

企業財産保険＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

大分支店

〒870-0034 大分市都町 1-3-22（大分都町ビル2階）
TEL.097-532-6102 FAX.097-532-8624

（受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く）

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。

保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

Affac

法人会

「がん電話相談」が、 あなたの悩みにお答えします。

法人会会員企業の皆様に
うれしいお知らせ

金曜日を除く
平日の毎日、
ご相談を承ります!!

毎週月～木曜日
午前11時～午後3時
(祝祭日を除く)



法人会「がん電話相談」は、法人会会員企業にお勤めの方であれば、フリーダイヤルで〈がん〉に関する悩みや不安、疑問に直接電話で相談できるサービスです。がんに関する治療方法や精神的なご相談に専任カウンセラーがお応えします。また、一部のご相談については、癌研有明病院の専門医が回答します。

※専門医による相談は、毎週月曜日に産経新聞で告知されるテーマについてのみ。先着順となります。

※特定の病院や医師、特殊な治療法や薬品等についてはお答えできません。

※電話はつながりにくいことがあります。

法人会専用

フリーダイヤル

0120
Free Dial

は や く 診 よ う な
0120-889-347

毎週月～木曜日 11:00～15:00

■引受保険会社

Affac

アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社
〒870-0034 大分市駅前1-2-19 大分都町第一生命ビル
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き
コールセンター ☎0120-5555-95

経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

ポイント1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払**います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2

万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払**います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3

約款所定の**高度障害状態**または**不慮の事故による身体障害状態**に
なられた場合、以後の**保険料払込は不要**となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成25年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

大分支社/大分市郡町1-3-22 TEL 097-532-8278